

倉吉市上下水道局告示第 20 号

尾原地区農業集落排水施設について、公示した排水区域を変更するので、倉吉市集落排水施設の設置及び管理に関する条例（平成 3 年倉吉市条例第 15 号）第 5 条の規定により、次のとおり告示する。

なお、関係図面は、倉吉市上下水道局において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 8 月 5 日

倉吉市長 広田 一恭

1 供用を変更する年月日

令和 6 年 8 月 5 日

2 新たに供用を開始する排水区域

倉吉市別所 256 番 1

3 排水施設の位置

倉吉市穴沢 218 番地

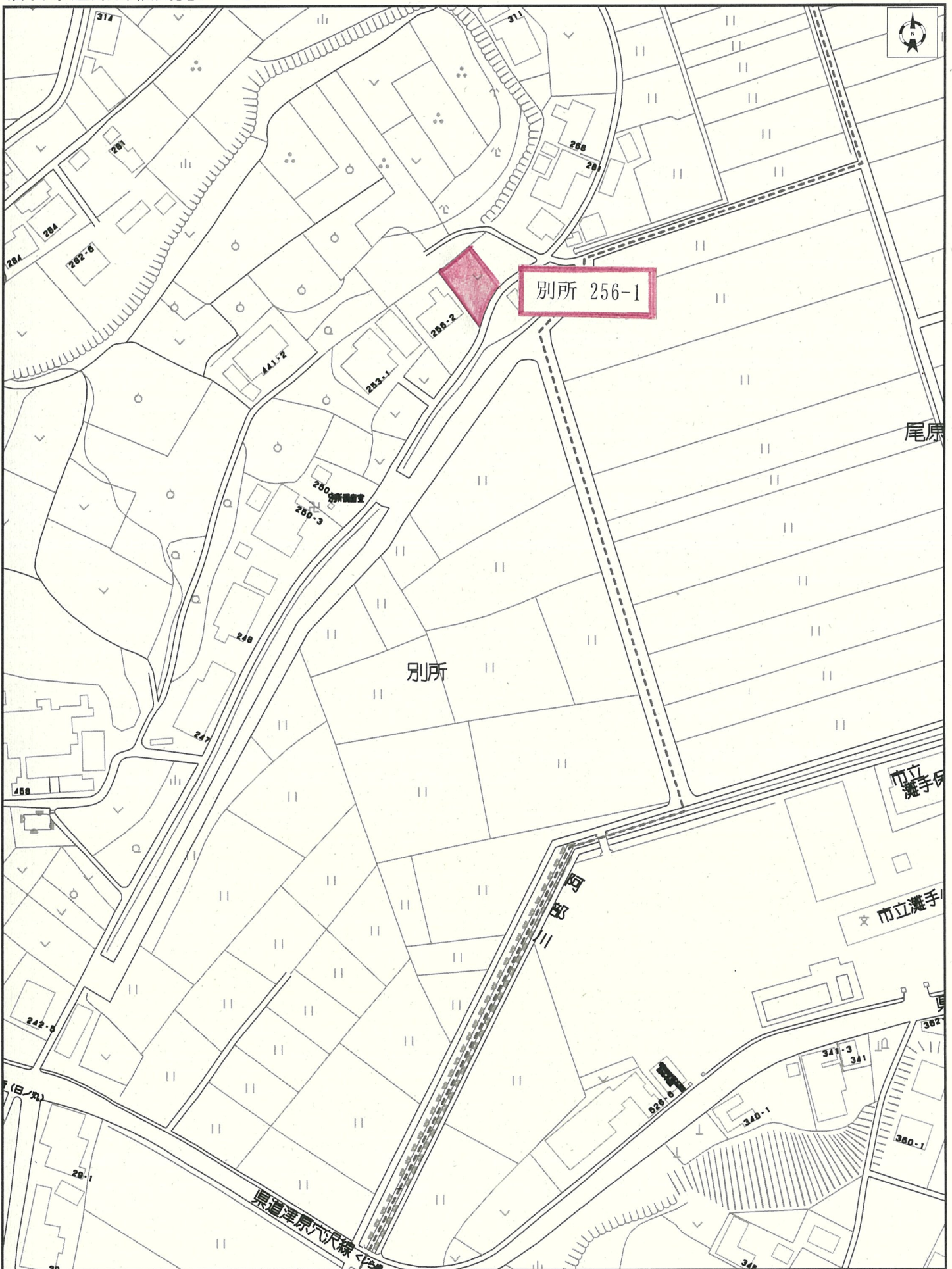
4 縦覧期間

令和 6 年 8 月 5 日から 8 月 19 日まで（倉吉市の休日を定める条例（平成元年倉吉市条例第 2 号）第 2 条に規定する市の休日を除く。）

5 縦覧場所

鳥取県倉吉市葵町 722 番地

倉吉市上下水道局（倉吉市役所本庁舎）



1/1800

令和06年07月19日 11時03分

0 80m